

一般社団法人日本物理療法学会 研究助成委員会 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本物理療法学会（以下「この法人」という。）研究助成委員会は、物理療法に関する学術研究活動を促進し、わが国の物理療法の発展に寄与するという方針に基づき、物理療法及び物理療法学の発展に資する研究を奨励し、支援するための助成金支給及び機器の貸与に関し、必要な事項について定める。

(研究助成制度の種別)

第2条 この規程における研究助成制度の種別は次のとおりとする。

1. 助成金制度：課題研究に対し、助成金を交付する。
2. 機器貸与型助成制度：課題研究に対し、物理療法関連機器の貸与を実施する。

(助成金制度における助成内容)

第3条 助成件数は、原則として年間3件以内とする。助成額は、1件当たり50万円以内とし、年間の助成額は、当該年度の予算に従う。

(機器貸与型助成制度における助成内容)

第4条 助成件数は貸与可能な機器数に基づいて設定する。物理療法機器の貸与期間は、最大1年間とし、1機種、1回限りとする。貸与する機器は、この法人における研究助成制度の趣旨に賛同が得られた賛助会員からの貸与とする。また、不慮の事故に伴う故障については、この法人事務局に速やかに連絡したうえで、当該企業と対応について話し合うこと。

(研究助成の対象者)

第5条 この法人会員またはこの法人会員を含む研究グループとする。なお、主研究者はこの法人会員に限るものとする。また当助成を受けたことのある申請者・共同研究者は前回の助成終了時より3年間は申請できないものとし、申請多数の場合は原則的に新規の申請者もしくは新規の研究テーマを優先的に採択することとする。

(研究の対象課題)

第6条 物理療法に関する研究であれば、基礎・臨床を問わないものとする。

(募集方法)

第7条 公募とする。ただし、助成金制度と機器貸与型助成制度の重複応募はできないものとする。

(申請手続き)

第 8 条 助成制度を希望する会員は、所定の申請書類を研究委員会事務局へ提出しなければならない。

(助成金支給と機器貸与の決定)

第 9 条 助成金受給者、機器の貸与者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み公平に審査し、決定する。その際、助成番号（助成金制度：頭文字 J+西暦+申請順、機器貸与方助成制度：頭文字 K+西暦+申請順）を付与する。

第 10 条 理事長は、委員会の答申に基づいて受給者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

(研究助成選考部会の構成)

第 11 条 公正な助成対象研究の選考のために、研究助成選考部会を構成する。この規程における研究助成選考部会の構成は次のとおりとする。

1. 研究助成選考部会は、5 名の部会員(部会長を含む)で構成する。
2. 部会員の任期は、2 年とする。
3. 部会員の再任は妨げないものとするが、3 期までとする。
4. 部会員は、研究助成委員会委員長が指名する。
5. 部会長は、部会員の互選により選出する。
6. 選考結果発表までは、部会員の氏名を公表しない。
7. 部会員は、応募のあった候補者が直接の研究指導を受けているか、または研究指導にあたった期間から 3 年以上経過していない場合には、当該候補者に関する選考には加わらないものとする。
8. 研究助成選考部会は、必要に応じてオブザーバーの出席を要請することができる意見を求めることができるものとする。ただし、オブザーバーは選考の決定には関与しないものとする。
9. 研究助成選考部会の事務経費は、当該年度の助成金総額の 10% 以下とする。
10. 研究助成選考部会は、研究助成受給者による研究報告を、資金・機器提供を受けた企業に報告する。

(審査)

第 12 条 助成金受給の決定および受給額、機器の借用者および機器については、研究助成委員会の審査を経て、理事会で決定し、代議員総会にて報告する。

1. 審査にあたっては、倫理委員会または動物実験委員会への申請状況を確認する。申請先を研究方法欄に明示すれば、倫理委員会、動物実験委員会申請前、申請中の研究についても助成研究に応募することができる。ただし、これらの申請研究の採択については、倫理委員会または動物実験委員会申請承認を条件とし、承認後に助成金または機器を支給する。
2. 申請者は倫理委員会等に申請する際に、利益相反マネジメントの自己申告を

行うこと。

(助成金の使途)

第 13 条 助成金および貸与機器は申請研究の目的以外には使用しないものとし、研究計画書の記載通りに使用することを原則とする。ただし、次のような支出は助成の対象としない。

1. 助成金受給者本人あるいは共同研究者への謝金
2. 助成金受給テーマに関する発表を伴わない学会参加費用
3. その他、研究に直接関係のない諸経費（通信費、交通費、謝金等）および機器使用

(助成金制度・機器貸与型助成制度利用者の責務)

第 14 条 助成金受給者および機器借用者は、研究の成果を翌年度に開催される学術大会で発表の上、物理療法科学に投稿する。また、翌年度 12 月末日までに、研究成果報告書、および会計報告書（助成金受給者のみ）を研究助成委員会に必ず提出することとする。会計報告書の様式は任意とするが、全支出の領収書（コピー不可）を添付する。

(研究助成の明示)

第 15 条 この法人の研究助成により助成金を受給した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療学会（英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy）研究助成制度により助成金を受給した”との旨を注記する。また、この法人の研究助成により物理療法機器を借用した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療学会（英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy）研究助成制度により物理療法機器（商品名、企業名社製）を借用した”との旨を注記する。

(研究助成の延長)

第 16 条 やむを得ない理由により、助成金を翌年度に使用することを希望する場合には、原則として 1 年に限り延長することを認める。希望する際は、延長申請書に必要な事項を記載し、研究助成委員会事務局へ提出すること。尚、機器貸与型研究助成制度については、延長を認めない。

(その他)

第 17 条 上記の規定以外の事項が発生した際は、速やかに事務局へ連絡をすること。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規程は令和２年２月２３日から施行する(令和２年２月２２日理事会決議)。

この規程は令和２年１２月１０日から施行する(令和２年１２月９日理事会決議)。

この規程は令和３年１月２７日から施行する(令和３年１月２７日理事会決議)。